

天童市立第一中学校 部活動方針

1 部活動基本方針

- ① 生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、調和のとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ② 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ③ 個々の生徒の個性を尊重し、集団での活動を通して社会性と規範性を身につける指導を心がけるとともに、好ましい人間関係の構築を目指し、必要に応じて個々の生徒への支援を行う。
- ④ 顧問及びコーチ等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラは人間の尊厳を否定するものであり、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうもので根絶すべきものであることを理解し適切に指導に当たる。
- ⑤ 学校全体としての部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- ⑥ 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるように検討していく。

2 部活動の休養日及び活動時間について

部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう計画する。その際、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることを踏まえて、以下の基準を遵守する。

(1) 休養日

- 平日：1 日以上
- 週休日：1 日以上

(2) 活動時間

- 平日：2 時間程度
- 週休日等：3 時間程度

(3) 連休中の休養日

- 連休となる日数の 3 分の 1 以上の日数

(4) 長期休業中の休養日

- 原則として週休日は休養日とする。大会等に参加する場合は、平日に休養日を設ける。
- ある程度長期の休養日を設ける。

(5) その他

- 始業前練習は禁止する。
- 定期テスト 3 日前から活動休止日とする。
- 成績処理等の時間確保のため、定期テスト当日は活動休止日とする。
- 中体連主催大会 3～4 週間程度前から特別強化期間を設ける。生徒と教員の心身のバランスの保持のため、この期間も上記 1 の休養日を確保し、活動時間の延長は行わない。
- 活動日と地域の行事が重なった場合、地域の行事に参加しやすいように配慮する。
- 部活動顧問または部活動指導員の不在時は活動を原則禁止する。やむを得ず活動する場合は、当番を決め巡回を行うなどの配慮を行い安全確保に努める。
- 大会参加や遠征等は、移動等を考慮すると一日単位となることが多いため、連続しないで月 2 回を越えない範囲での参加とする。

3 学校管理課外の活動について

(1) 学校外での活動

- 顧問は、部員が学校外の団体に所属し活動している実態を把握する。

(2) 保護者会主催の活動

- 顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

(3) 外部のスポーツクラブの活動

- 顧問は、部員が所属している学校管理課外のスポーツクラブの活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動とスポーツクラブの活動日・活動時間に合わせても上記2の基準内の活動となるように、クラブ関係者、保護者の理解と協力を得る。
- 顧問は、スポーツクラブへの部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制的に加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

4 事故防止について

(1) 活動場所の安全確保と健康状態の把握

- 顧問は、日常的に活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検を行う。
- 顧問は、学校管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアルを理解しておく。また、緊急時は、消防署・医療機関との連携を適切に図るとともに、明確な記録を行う。
- 顧問は、生徒の既往症を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておく。また、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

(2) 活動中に配慮すべき事項

- 顧問は、活動中にも生徒の体調管理を行うとともに、生徒の体調不良の際には、自らすぐ申し出ることができるよう、円滑なコミュニケーションを図っておく。
- 顧問は、活動時の気象情報に十分留意し、高温・多湿時や雨天時、雷や暴風雨の活動中止等の判断を的確に行う。

5 活動計画及び活動実績について

- 顧問は、毎月の活動計画を前月の最終日までに作成して提出する。
- 顧問は、毎月の活動実績を翌月の3日までに作成して提出する。

6 その他

- 部活動コーチ・顧問合同会は、校長、教頭、部活動顧問、各部のコーチ等で構成し、年1回、8月頃に開催する。
- 部活動コーチ・顧問合同会を通して、活動内容や活動時間を確認するとともに、生徒の健全な部活動参画と地域の外部スポーツクラブとの持続可能な連携の在り方について、理解と協力を求める。

この方針は、2019年4月8日より実施する。
2022年4月1日 一部改訂。